

## 指定相談支援事業等の地域生活支援拠点に係る加算について

### 1. 地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位

#### <対象>

指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所

#### <趣旨>

運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めている(1)ことを、市町村長に届け出た(2)指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所が、要支援者(3)が指定短期入所を利用する場合(4)に、要支援者や家族等からの要請に基づき、短期入所事業者に対して、要支援者に関する必要な情報提供及び利用に関する調整を行った場合に、要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算(5)する。

※地域定着支援との併用は不可。

#### <手続>

加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、①要請のあった時間、②要請の内容、③連絡調整を行った時刻、④加算の算定の対象である旨を記録する。5年間保存。市の求めに応じて提出。

#### <留意点>

##### (1) 運営規程の例

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示395号)第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等の機能を担うものとする。

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受入・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

各事業所で担う機能を記載のこと

##### (2) 市への届出

別紙1「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書」を市に提出のこと。

東大和市においては、地域生活支援拠点事業を委託により実施する事業所(総合福祉センターは～とふる及び地域生活支援センターウエルカム)のほか、地域生活支援拠点等の機能を担うものとして、当該届出書を市に提出した東大和市内の指定特定相談支援、指定障害児相談支援事業所も加算を算定することができる(以下2の加算についても同じ)。

### (3) 要支援者

障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者

### (4) 短期入所を利用する場合

加算は、短期入所の受入れ実績に応じて算定できるとあることから、実際に短期入所の受入れにつながった調整を加算の対象とし、短期入所を断られた等の調整は含まないものとする。

### (5) 加算の算定方法

加算のみの請求が可能。

要支援者の計画相談支援を実施している事業所において短期入所の調整等を行った場合に算定可能。要支援者が障害福祉サービス等を利用していない場合は、新たにサービス等利用計画の作成を行った場合に算定可能。

なお、地域生活支援拠点未整備の他区市町村利用者に対して短期入所の調整等を行った場合も、加算を算定できるとされている（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A Vol. 1）。

## 2. 地域体制強化共同支援加算 2,000 単位

### <対象>

指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所

### <趣旨>

運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていることを、市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所が、計画相談支援対象障害者等（1）の同意を得て、計画相談支援対象障害者等に対して、指定基準第 2 条第 3 項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上（2）と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（3）に対して、文書（4）により当該説明及び指導の内容を報告した場合、計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算（5）する。

### <手続>

加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容（6）を記録する。5 年間保存。市の求めに応じて提出。

### <留意点>

#### (1) 計画相談支援対象障害者等

計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給決定を受けた者

(2) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上

保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを提供する事業者のうち3者以上（当該相談支援事業所を除く）

(3) 協議会

東大和市においては、地域自立支援協議会相談部会に報告するものとする。

(4) 文書

**別紙2（参考様式）「地域体制強化共同支援 記録書」**

(5) 加算の算定方法

加算のみの請求が可能。地域自立支援協議会相談部会に報告を行ったことをもって、請求ができる。

当該加算は、計画相談支援対象障害者等に支援を行う相談支援事業所のみが算定できるが、その他の支援関係者の業務負担も評価するものであるため、その他の支援関係者が支援等に要した費用について、相談支援事業所が負担することが望ましい。

(6) 記録の内容

(4) で協議会に報告した内容と同等のもの

### 3. 障害福祉サービスの体験利用加算 体験利用加算に加えて50単位/日

<対象>

指定地域移行支援事業所

<趣旨>

運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていることを、都道府県知事に届け出た(1)指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービス等の体験的な利用支援(2)を提供した場合、通常の実験利用加算に加えて、1日につき、50単位を加算する。

<留意点>

(1) 都道府県知事への届け出

①**別紙1「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書」**を市に提出のこと。

②東京都に変更届出書等を提出のこと。

東大和市においては、地域生活支援拠点事業を委託により実施する事業所（総合福祉センターは～とふる及び地域生活支援センターウエルカム）のほか、地域生活支援拠点等の機能を担うものとして、当該届出書を東京都に提出した東大和市内の指定地域移行支援事業所も

加算を算定することができる（以下4の加算についても同じ）。

#### （2）障害福祉サービス等の体験的な利用支援

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第22条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うもの。

### 4. 体験宿泊加算 体験宿泊加算に加えて50単位/日

<対象>

指定地域移行支援事業所

<趣旨>

運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていることを、都道府県知事に届け出た（1）指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援（2）を提供した場合、通常の体験宿泊加算に加えて、1日につき、50単位を加算する。

<留意点>

（1）都道府県知事への届け出

- ①別紙1「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書」を市に提出のこと。
- ②東京都に変更届出書等を提出のこと。

（2）体験的な宿泊支援

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第23条第1項の規定に基づき行う体験的な宿泊支援のうち、単身での生活に向けたもの。指定障害福祉サービス事業者に委託することも可能。

### 5. 障害福祉サービスの体験利用支援加算 体験利用支援加算に加えて50単位/日

<対象>

日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練）事業所

<趣旨>

運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていることを、都道府県知事に届け出た（1）指定障害者支援施設等（2）において指定生活介護等を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合（3）に、指定障害者支援施設等の従業者が次の支援のいずれかを行った場合、通常の体験利用支援加算に加えて、1日につき、50単位を加算する。

①体験的な利用支援の利用日に昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

<手続>

利用者の状況、支援の内容等を記録する。

**別紙3（参考様式）「体験利用支援 記録書」**

<留意点>

(1) 都道府県知事への届け出

①**別紙1「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書」**を市に提出のこと。

②東京都に変更届出書等を提出のこと。

東大和市においては、地域生活支援拠点事業を委託により実施する事業所（総合福祉センターは～とふる）のほか、地域生活支援拠点等の機能を担うものとして、当該届出書を東京都に提出した東大和市内の指定生活介護、指定就労継続支援、指定就労移行支援、指定自立訓練事業所も加算を算定することができる。

(2) 指定障害者支援施設等

生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練事業所

(3) 指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合

指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に算定可能。指定地域移行支援事業者が行わない体験利用については、加算の対象とならない。

## 6. 緊急時の対応 緊急時対応加算等に加えて 50 単位/回・日 **<令和3年度～>**

<対象>

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

自立生活援助、地域定着支援

<趣旨>

運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていることを、**都道府県知事に届け出た(1)** 指定居宅介護事業者等が、**緊急時の対応を行った場合(2)**、通常に加算等に加えて 50 単位を加算する。

<留意点>

(1) 都道府県知事への届け出

①**別紙1「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書」**を市に提出のこと。

②東京都に変更届出書等を提出のこと。

東大和市においては、地域生活支援拠点等の機能を担うものとして、当該届出書を東京都

に提出した東大和市内の指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定重度障害者等包括支援、指定自立生活援助、指定地域定着支援事業所が加算を算定することができる。

(2) 緊急時の対応を行った場合

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援…緊急時対応加算に相当する支援を行った場合、50 単位/回を加算する。

自立生活援助…緊急時支援加算 (I) に相当する支援を行った場合、50 単位/日を加算する。

地域定着支援…緊急時支援費 (I) に相当する支援を行った場合、50 単位/日を加算する。

※市内の指定居宅介護事業者等が、他市に居住する者に対して緊急時の対応を行った場合にも算定可能 (令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A Vol. 1)。

## 7. 短期入所の受入 指定短期入所等の利用開始日に 100 単位加算 <令和 3 年度～>

<対象>

短期入所、重度障害者等包括支援 (短期入所を実施した場合)

<趣旨>

運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていることを、都道府県知事に届け出た (1) 短期入所事業者等が、指定短期入所等を行った場合 (2)、利用を開始した日について、1 日につき定める単位数に、さらに 100 単位を加算する。

<留意点>

(1) 都道府県知事への届け出

①別紙 1「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書」を市に提出のこと。

②東京都に変更届出書等を提出のこと。

東大和市においては、地域生活支援拠点等の機能を担うものとして、当該届出書を東京都に提出した東大和市内の指定短期入所、指定重度障害者等包括支援事業所が加算を算定することができる。

(2) 指定短期入所等を行った場合

地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価するが、緊急時の受入に限らず加算を算定することが可能である。

※市内の指定短期入所事業者等が、他市に居住する者に対して指定短期入所等を行った場合にも算定可能 (令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A Vol. 1)。